

令和 8 (2026) 年度
中小企業向け S B T 認定取得支援補助金
申請の手引き

令和8年8月改定

栃木県環境森林部気候変動対策課

中小企業向けＳＢＴ認定取得支援補助金の申請及び受給をされる皆様へ

中小企業向けＳＢＴ認定取得支援補助金（以下「本補助金」という。）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としては、不正行為に対しては厳正に対処しております。本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、これらの内容について、十分認識された上で、申請手続きを行っていただくようお願いします。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いします。

改定内容

- 追加募集に伴って交付申請の受付期間を修正しました。

【目 次】

1 事業の概要	- 4 -
(1) 目的	- 4 -
(2) 補助の概要	- 4 -
(3) 手続きの流れ	- 7 -
2 交付申請	- 8 -
(1) 受付期間	- 8 -
(2) 申請書の提出	- 8 -
3 審査	- 9 -
(1) 審査方法	- 9 -
(2) 交付決定の通知	- 9 -
4 事業実施	- 9 -
(1) 補助対象事業の内容変更	- 9 -
(2) 補助対象事業の廃止	- 10 -
5 実績報告等	- 10 -
(1) 実績報告	- 10 -
(2) 完了検査	- 10 -
(3) 補助金の額の確定	- 10 -
(4) 補助金の請求	- 11 -
(5) 補助金の経理等	- 11 -

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、補助金を交付することで、県内中小企業者の排出量把握及び削減目標の設定等を支援し、中小企業の脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減を図ることを目的としています。

(2) 補助の概要

① 補助対象者（申請者）

中小企業向け S B T 認定基準に相当する温室効果ガス排出削減目標を設定するもので、以下のいずれにも該当すること。

- ・ 県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等※₁であること
- ・ S B T i の定義する中小企業向け S B T 認定の申請要件※₂に該当していること
- ・ 本事業の交付対象者として企業名が公表されること及び本事業により得られた成果等について、栃木県ホームページ等への掲載に同意すること

※1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に準じ、下表に規定する会社及び個人

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額 又は出資の総額	常時使用する従業員 (注)
①製造業、建設業、運輸業、その他 (ゴム製品製造業除く。)	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③小売業	5 千万円以下	50 人以下
④サービス業(以下を除く)	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

➤ 資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

注：労働基準法第 20 条の「予め解雇の予告を必要とする者」は、従業員として扱います。

このため、正社員に準じた労働形態である場合は、従業員に含まれます。

※2 SBTi の定義する中小企業向け SBT 認定の申請要件

◆以下の5項目をすべて満たすもの

- Scope 1 とロケーション基準の Scope 2 の排出量合計が 10,000 tCO₂e 未満であること
- 海運船舶を所有または支配していないこと
- 再エネ以外の発電資産を所有または支配していないこと
- 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されていないこと
- 親会社の事業が、通常版の SBT に該当しないこと

Scope1	事業者自らによる温室効果ガスの直接排出
Scope2	他社から供給された電気・熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出
ロケーション基準	地域・地方・国等の特定の場所における平均的な排出係数に基づき、Scope2 排出量を算定する方法

◆上記の必須要件5項目に加え、以下の4項目のうち3項目以上を満たすもの

- 従業員が 250 人未満
- 売上高が 5,000 万ユーロ未満
- 総資産が 2,500 万ユーロ未満
- 森林、土地及び農業（FLAG）セクターに分類されないこと

② 補助要件

- ・ 中小企業向け SBT 認定取得申請を行い、中小企業向け SBT 認定を取得すること。
※中小企業向け SBT の取得に至らない場合、補助の対象外となります。
- ・ 中小企業の脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減のため、栃木県が行う普及啓発の取組に協力すること。

③ 補助率、補助上限及び補助対象経費

- ・ 補助率：補助対象経費の 1／3
- ・ 補助上限：50万円
- ・ 補助対象経費：下表のとおり。

※国、地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

区分	概要
委託費	温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うに当たり、受託者へ支払う経費
認定取得費用	中小企業向け SBT 認定の取得に際し要する申請費用（原則として、令和 8 年 1 月 9 日付、財務省告示第10号による外国貨幣換算率により、1 ドルにつき149円として算定する）

<算出例>

例1 委託費：150万円、認定取得費用：18万円の場合

→ 補助額：50万円 $((150 \text{ 万円} + 18 \text{ 万円}) \times 1/3 = 56 \text{ 万円} \Rightarrow \text{上限 } 50 \text{ 万円})$

例2 委託費：150万円、認定取得費用：18万円、市町からの補助金：100万円の場合

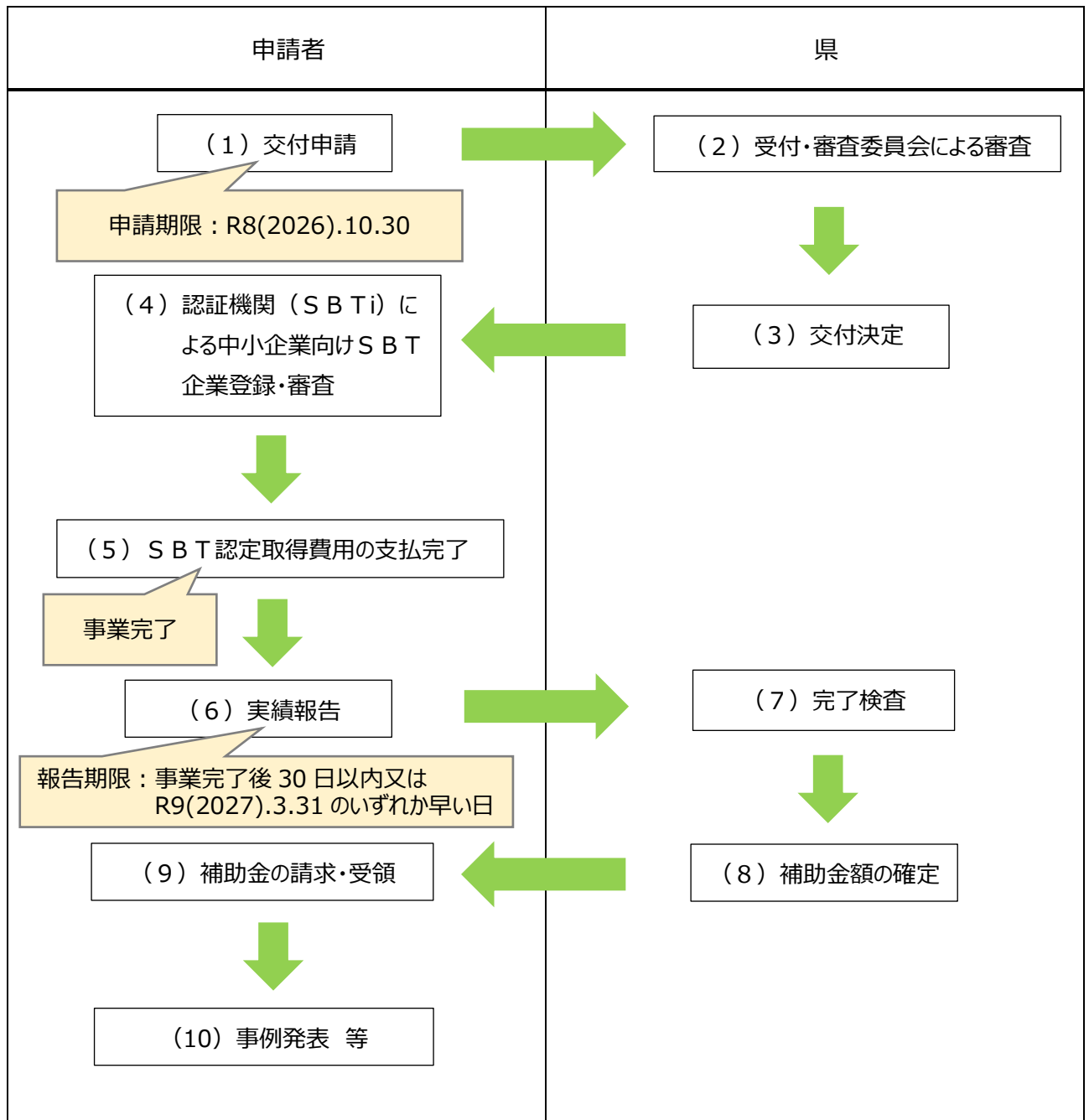
→ 補助額：22.6万円 $((150 \text{ 万円} + 18 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 1/3 = 22.666\cdots \text{万円})$

④ その他

- ・ 交付申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りです。
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- ・ 補助対象者は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求めるときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(3) 手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



2 交付申請

(1) 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間 令和8(2026)年8月17日(月)から10月30日(金)まで

(2) 申請書の提出

① 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等は行いませんので、申請書の控えはご自身でご用意ください。

番号	提出書類		申請者	受託者
1	交付申請書※1	様式第1号	○	
2	事業計画書※1	様式第2号	○	
3	誓約書※1	様式第3号	○	
4	役員氏名等一覧表	添付資料1	○	
5	見積書及び見積内訳書の写し※2	添付資料2	○	
6	事前着手に関する届出※3 ※交付決定後に着手(契約)する場合は不要	添付資料3	△	
7	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※4 個人事業主にあつては、青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分	添付資料4	○	○
8	定款又は規約	添付資料5	○	
9	決算報告書※5※6	添付資料6	○	
10	会社案内などの従業員数が確認できるもの※5	添付資料7	○	○
11	納税証明書※7	添付資料8	○	
12	その他県が必要と認める書類	—	○	○

※1 様式は、栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 見積書及び見積内訳について

- 1者のみでも差し支えない。
- 申請書提出時点において、有効期限内であるものを提出する。
- 経費の内訳や明細が項目ごとに示されたものとする。

※3 審査委員会による審査の結果、不採択となり得ることを容認する旨を明記(任意様式)

※4 発行日より3か月以内のもの

※5 直近のもの

※6 総資産及び売上高が確認できるもの

※7 県税事務所で3か月以内に発行されたもの。このほか、個人事業主の場合は、市町役場で(個人県民税)で3か月以内に発行されたものも提出が必要となります。

② 申請書等の提出方法は、持参又は郵送(書留等の配達記録が確認できるものに限る)とします。

③ 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不足・不備がないものについて受理します。

- ④ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- ⑤ 書類等は、片面記載とし（両面印刷不可・コピー不可・ホッチキス不可）、仕切り等は不要です。
- ⑥ 受理された申請書類等は、原則として返却しません。

3 審査

(1) 審査方法

県は、以下に示す採択基準の項目について採点し、採択事業を決定します。

審査経過に関する問合せには応じられません。

採択基準		
項目		評価の視点
1	モデル性・波及性（当該事業者がS B T認定を取得することで県内に脱炭素経営の波及が見込めるか。）	○地域性（市町による同様の支援がない、同一市町内で取得事例が少ないなど） ○業種における先駆性（業種内で取得事例が少ないなど）
2	応募理由・課題等	○本事業の趣旨を理解し、脱炭素経営に意欲的に取り組む姿勢があるか。自社での排出量の把握が困難。など
3	成果のイメージ・活用方法	○中小企業向けS B T認定を取得することで、企業課題（脱炭素経営等）をどのように解決するか。それが、具体的かつ効果的か。本事業の成果について、普及啓発に取り組む姿勢が見られるか。など
4	その他	○とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動協賛企業（ニュートラフレンズ）に登録しているか。

(2) 交付決定の通知

採択となった場合は、当該申請の交付決定を申請者に通知します。

不採択となった場合は当該申請の不採択通知を申請者に通知します。

※不採択となった事業について、同一年度内の申請は受け付けません。

4 事業実施

(1) 補助対象事業の内容変更

交付決定の通知後、補助対象事業の内容に変更が生じる場合には、事業変更承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を得る必要があります。

なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。

(2) 補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止又は中止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、承認を得る必要があります。

5 実績報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助対象事業が完了（中小企業向け S B T 認定取得費用の支払完了）したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類（正本 1 部）を提出してください。

実績報告の提出期限

補助事業完了後 30 日以内又は令和 9（2027）年 3 月 31 日（水）のいずれか早い日
※補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、交付要領第 4 条第 2 項第 1 号に基づき、速やかに県へ報告してください。

番号	提出書類		申請者	受託者
1	実績報告書※ ₁	様式第 6 号	○	
2	事業実績書※ ₁	様式第 7 号	○	
3	業務委託契約書等の写し	添付資料 1	○	
4	経費の明細書及びその根拠資料の写し	添付資料 2	○	
5	領収証の写し	添付資料 3	○	
6	中小企業向け S B T 認定取得費用の支払完了を証する書類の写し※ ₂	添付資料 4	○	
7	中小企業向け S B T 認定の取得を証する書類の写し※ ₃	添付資料 5	○	
8	中小企業向け S B T の認定基準に相当する中長期の温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた中長期的な方向性及び削減計画の内容について記載した報告書※ ₄	添付資料 6	○	
9	その他県が必要と認める書類	—	○	○

※₁ 様式は、栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※₂ 払込通知書の写し等

※₃ S B T i からの受付完了メールの写し等を提出してください。

※₄ 様式等は任意

(2) 完了検査

提出された実績報告書により、書面にて完了検査を実施します。

(3) 補助金の額の確定

完了検査の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、県は交付する補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(4) 補助金の請求

額の確定通知を受けた補助事業者は、別途指定する期日までに補助金請求書（様式第9号）に、振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

(5) 補助金の経理等

申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。

なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

申請に関するお問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

栃木県 環境森林部 気候変動対策課

カーボンニュートラル推進室

TEL 028-623-3262